

## 『古事記』における「桃子」の力

一、はじめに

『古事記』（以下、『記』）上巻・伊耶那岐命の黄泉国訪問譚（以下、当該譚）では、伊耶那美命の怒りをおこした伊耶那岐命が、「子母都志許売」「八くさの雷の神」「千五百の黄泉軍」といった追っ手から逃れるために様々なアイテムを使用する。これらのアイテムは呪的な性格を有しており、伊耶那岐命は追っ手を一時的に足止めすることに成功する。しかし、追っ手を完全に追い払うことはできず、伊耶那岐命は黄泉ひら坂まで逃げて来るに到る。そこで登場するのが「桃子」である。伊耶那岐命は坂のふもとで手に入れた三つの「桃子」によって、すべての追っ手を追い払うことに成功する。

先行研究において「桃子」とは「桃の実」であり、桃には鬼や邪気を払う呪力があるとする漢籍からの影響が指摘されている。しかし、先行研究で挙げられている桃に関する

漢籍の用例は、桃の樹木や桃の木で作った杖や符や弓矢を用いて邪気を払うとするものがほとんどで、管見の限り「桃の実」をもって邪気を払う用例は見出せない。では、なぜ『古事記』は果実である「桃子」を用いて追っ手を追い払うのだろうか。

本稿は、この問題について『日本書紀』（以下、『紀』）にみえる類話との差異や漢籍における桃に関する記述を視野に入れ、考察を試みるものである。

### 二、記紀における「桃」

まずは、当該譚を挙げる。

是に、其の妹伊耶那美命を相見むと欲ひて、黄泉国に追ひ往きき。爾くして、殿より戸を膝ちて出で向へし時に、伊耶那岐命の語りて詔ひしく、「愛しき我がなみに妹の命、吾と汝と作れる国、未だ作り竟らず。故、

堀井 瑞生

還るべし」とのりまたひき。爾くして、伊耶那美命の答へて白さく、「悔しきかも、速く来ねば、吾は黄泉戸喫を為つ。然れども、愛しき我がなせの命の入り来坐せる事、恐きが故に、還らむと欲ふ。且く黄泉神と相論はむ。我を視ること莫れ」と、如此白して、其の殿の内に還り入る間、甚久しくして、待つこと難し。故、左の御みづらに刺せる湯津々間櫛の男柱を一箇取り闕きて、一つ火を燭して入り見し時に、うじたかれころろきて、頭には大雷居り、胸には火雷居り、腹には黒雷居り、陰には析雷居り、左の手には若雷居り、右の手には土雷居り、左の足には鳴雷居り、右の足には伏雷居り、并せて八くさの雷の神、成り居りき。

是に、伊耶那岐命、見畏みて逃げ還る時に、其の妹伊耶那美命の言はく、「吾に辱を見しめつ」といひて、即ち予母都志許売を遣して、追はしめき。爾くして、伊耶那岐命、黒き御縵を取りて投げ棄つるに、乃ち蒲生子生りき。是を撫ひ食む間に、逃げ行きき。猶追ひき。亦、其の右の御みづらに刺せる湯津々間櫛を引き闕きて投げ棄つるに、乃ち筍生りき。是を抜き食む間に、逃げ行きき。且、後には、其の八くさの雷の神に、千五百の黄泉軍を副へて追はしめき。爾くして、御佩かしせる十拳の剣を抜きて、後手にふきつつ、逃げ来つ。猶追ひき。黄泉ひら坂の坂本に到りし時に、其の

坂本に在る桃子を三箇取りて待ち撃ちしかば、悉く坂を返りき。爾くして、伊耶那岐命、桃子に告らさく、「汝、吾を助けしが如く、葦原中国に所有る、うつしき青人草の苦しき瀬に落ちて患へ惚む時に、助くべし」と、告らし、名を賜ひて意富加牟豆美命と号けき。

当該譚において伊耶那岐命は、「黒き御縵」「湯津々間櫛」「十拳の剣」といった装身具を用いて迫り来る追っ手を追い払おうとするが、これらのアイテムでは追っ手を一時的に足止めすることしか出来ない。しかし、黄泉ひら坂まで逃げてきたところで手に入れた「桃子」では「予母都志許売」「八くさの雷の神」「千五百の黄泉軍」といったすべての追っ手を追い払うことに成功するのである。そして、伊耶那岐命はその功績を讃えて「桃子」に「意富加牟豆美命」という神としての名を授ける。『記』には様々な植物が登場するが、神から名を授かり、神格を得る例は「桃子」のみである。そういった意味でも「桃子」は別格であると言えるだろう。

次に、当該譚の類話とされる『紀』の記事を確認したい。『紀』には神代上・第五段、一書第六（以下、一書第六）と同・一書第九（以下、一書第九）の二つの類話が載録されているため、両話を挙げることにする。

……然して後に伊弉諾尊、伊弉冉尊を追ひ、黄泉に入りて、及きて共に語りたまふ。時に伊弉冉尊の曰はく、「吾が夫君の尊、何ぞ来ますことの晩きや。吾已に黄泉之籠しつ。然りと雖も吾寢息まむ。請ふ、な視たまひそ」とのたまふ。伊弉諾尊聴きたまはず、陰に湯津爪櫛を取り、その雄柱を牽き折きて秉炬として、見せば、膿沸き虫流れたり。今し世人夜一片之火を忌み、又夜擲櫛を忌むは、此其の縁なり。時に伊弉諾尊大きに驚きて曰はく、「吾意はずも、不須也凶目き汚穢き国に到にけり」とのたまひ、乃ち急く走り廻帰りたまふ。時に伊弉冉尊恨みて曰はく、「何ぞ要りし言を用らず、吾に恥辱みせたまひつる」とのたまひ、乃ち泉津醜女八人を遣し、「一に云はく、泉津日狭女といふ。」追ひて留めまつる。故、伊弉諾尊、劍を抜き背に挿きつつ逃げたまふ。因りて黒鬘を投げたまふ。此即ち蒲陶に化成る。醜女見て採噉む。噉み了れば更追ふ。伊弉諾尊、又湯津爪櫛を投げたまふ。此即ち筍に化成る。醜女亦以ちて抜き噉む。噉み了れば更追ふ。後に即ち伊弉冉尊も自ら来り追ひたまふ。是の時に伊弉諾尊、已に泉津平坂に到ります。一に云はく、伊弉諾尊乃ち大樹に向ひ放尿したまふ。此即ち巨川に化成る。泉津日狭女其の水を渡らむとする間に、伊弉諾尊已に泉津平坂に至りたまふといふ。故、便ち千人所引の磐

石を以ちて、其の坂路に塞へ、伊弉冉尊と相向きて立ち、遂に絶妻之誓を建したまふ。

右に挙げたのは一書第六の記事である。ここでは「黒鬘」が「蒲陶」に、「湯津爪櫛」が「筍」に変化することで追っ手である「泉津醜女（泉津日狭女）」を足止めする。この点は表記は違えど『記』と共通である。しかし、劍と桃が登場しない点や追っ手が「泉津醜女」に限定されている点は『記』と異なる。

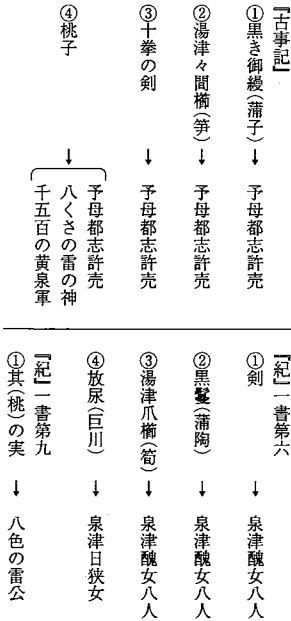
次に、一書第九の記事を挙げる。

一書に曰く、伊弉諾尊、其の妹を見むと欲し、乃ち殞斂の処に到ります。是の時に伊弉冉尊、猶し生平の如くに出で迎へ、共に語りたまふ。已にして伊弉諾尊に語りて曰はく、「吾が夫君尊、請はくは吾をな視たまひそ」とのたまふ。言訖りて忽然に見えず。時に闇し。伊弉諾尊、乃ち一片之火を挙げて視す。時に伊弉冉尊脹満れ太高へり。上に八色の雷公有り。伊弉諾尊驚きて走げ還りたまふ。是の時に、雷等皆起ちて追ひ来。時に道の辺に大きな桃樹有り。故、伊弉諾尊、其の樹の下に隠れ、因りて其の実を採りて雷に擲げたまひしかば、雷等皆退き走げぬ。此、桃を用ちて鬼を避ふ縁なり。時に伊弉諾尊、乃ち其の杖を投げて曰はく、「此

より以還、雷敢へて来じ」とのたまふ。是を岐神と謂す。此の本の号は来名戸之祖神と曰す。所謂八雷は、首に在るを大雷と曰ひ、胸に在るを火雷と曰ひ、腹に在るを土雷と曰ひ、背に在るを稚雷と曰ひ、尻に在るを黒雷と曰ひ、手に在るを山雷と曰ひ、足上に在るを野雷と曰ひ、陰上に在るを裂雷を曰ふ。

一書第九では、追つ手が「八色の雷公」に限定され、「記」や一書第六に登場した桃以外のアイテムは一切登場しない。そして、桃に関しては実を投げて追つ手を追い払うだけではなく、さらに桃木の杖を用いて追つ手との間に境界を引くといった描写までが記される。

以上、記紀に登場する追つ手と使用されるアイテムを整理すると次のようになる。



右記の図から分かるように、記紀ではどちらも同様のアイテムや追つ手が登場しており、類似点が多い。しかし、『記』の「桃子」は三種類の追つ手すべてを追い払ったと記されているため、その力が『紀』よりも強調されているように思われる。また、『紀』一書第九のように、桃の樹木の存在が記されない点や桃の杖なども登場しないことから、『記』では「桃子」そのものが重要視されていると言えよう。伊耶那岐命が「桃子」に「意富加牟豆実命」という神名を授けるといった記述が『記』のみに見えることも、『記』が「桃子」を別格としていることの表れとして考えられないだろうか。

では、「桃子」とはどのようなものと解釈されてきたのだろうか。次に先行研究を確認し、「桃子」について考察していきたいと思う。

### 三、先行研究

当該譚における「桃子」について本居宣長は、「桃子はモモノ能美と訓べし」「桃は花をも賞る木なり、又この様を思ふに、坂本なる毛々とのみいひては、其木のことと聞ゆれば、なほ美と訓べきにこそ」と、『桃の果実』のことであり、「桃の樹木」と区別するためにこのような記述になっていると指摘している。「桃子」が「桃の果実」であるという指摘は現在に至るまで広く支持されており、

定説となつてゐる。

倉野憲司・西郷信綱はともに、「桃弧」や「桃杖」で悪霊や邪鬼を払うといった記述が漢籍に散見されることから、古代中国には桃にまつわる信仰や習俗が存在し、それが古代日本においても「追儼」として定着していたため、記紀で桃が用いられたと指摘してゐる。諸注釈においても倉野・西郷と同様の解釈がなされており、これ以上の指摘は見られない。

倉野・西郷の指摘については概ね賛成ではあるが、両氏やその他の先行研究で挙げられている漢籍の用例は、桃の樹木そのものや「桃符」「桃弓」「桃杖」などの桃の幹から作られたアイテムによつて邪氣を払うといったものであり、「桃の実」で邪氣を払う用例は未だ挙げられていない。

西郷はこの矛盾に気がつきつつ、「古事記の話は桃の木ではなく桃の実にかかわつてゐるけれど、同義と見てよからう。その証拠に、紀一書はこの話を「此用<sub>レ</sub>桃避<sub>レ</sub>鬼之縁也」としてゐる」と、特に問題視していない。しかし、先も述べたように記紀の内容を比較すると『記』は明らかに「桃子」の力を強調してゐる。

先行研究におけるこの矛盾を解消するには、漢籍における「桃の実」に関する記事をより詳しく確認していく必要があるだろう。

#### 四、漢籍における「桃の実」の性質

漢籍において「桃の実」を用いて邪氣を払うといった記事は、管見の限り確認できない。しかし、「桃の実」がもつ不思議な力を記した記事は存在する。その一つに『神異経』の記事がある。『神異経』とは、古代中国の辺境の地にある不思議な自然・産物・動植物や珍しい部族や人種などを紹介する古小説である。作者や成立年代については諸説あるが、遅くとも西晋末には広く受容されたと考えられている。その『神異経』にみえる「東荒経」に次のような記述がある。

東方有<sub>レ</sub>樹、高五十丈、葉長八尺、名曰<sub>レ</sub>桃。其子  
徑三尺二寸、和<sub>レ</sub>核羹食<sub>レ</sub>之、令人益<sub>レ</sub>壽。食<sub>レ</sub>核中仁<sub>レ</sub>、  
可<sub>二</sub>以治<sub>レ</sub>嗽。(卷七)

ここでは「桃の実」を種ごと潰してスープにして食べる  
と、食べた者は寿命を増すことができる」と記されている。  
つまり、「桃の実」は不老長寿をもたらすというのである。  
不老長寿をもたらす「桃の実」といえば、次に挙げる『漢  
武故事』所収の西王母の桃の話も有名である。

……是夜、漏七刻、空中無<sub>レ</sub>雲、隱如<sub>二</sub>雷声<sub>一</sub>、竟天紫

色。有頃、王母至。乘紫車、玉女夾馭、載七勝、履玄瓊鳳文之鳥。青氣如雲。有二青鳥如鳥、夾侍母旁。下車、上迎拜、延母坐、請不死之藥。母曰、太上之藥、有中華紫蜜、雲山朱蜜、玉液金漿。其次藥有五雲之漿、風實雲子、玄霜絳雪。上握蘭園之金精、下摘四丘之紫柰。帝滯情不遣、慾心尚多。不死之藥、未可致也。因出桃七枚、母自噉二枚、与帝五枚。帝留核着前。王母問曰、用此何為。上曰、此桃美、欲種之。母笑曰、此桃三千年一著子、非下土所植也。留至五更、談語世事、而不肯言鬼神、肅然便去。……

後、上殺諸道士妖妄者百余人。西王母遣使謂上曰、求仙信邪。欲見神人、而先殺戮。吾与帝絕矣。又致三桃曰、食此可得極壽。使至之日、東方朔死。上疑之、問使者曰、朔是木帝精、為歲星。下游人中、以觀天下非陛下臣也。上厚葬之。

『漢武故事』は漢の武帝の出生から崩御までを描いた物語で、神仙に関することや怪異現象が多く記されている。西王母の桃は、三千年に一度しか実らない特殊な桃の実であり、食べたものは寿命を極めることができる神仙の果実である。

これらの用例から、「桃の実」には不老長寿をもたらす

仙果、つまり〈生〉にまつわる性質があることが確認できる。特に『漢武故事』の用例では、武帝が不死の薬を求めたり、多数の道士の殺害が行われるなど、「生と死」の文脈の中で「桃の実」が登場しており、この点からも「桃の実」が〈生〉の役割を担っていると考えられる。これは重要なポイントである。『神異経』『漢武故事』はともに『日本国見在書目録』にその書名を確認でき、『漢武故事』に至っては『芸文類聚』に引かれているため、古代日本においても広く知られていたと考えると差し支えないだろう。

また、王秀文は漢籍に散見される桃について「生命力や生殖力の面では桃の花・葉・実がシンボルとされているが、呪力の面では、枝幹か木そのものがシンボルとされ（早期の文献ほど目立っている）、実はめつたに出でこない」と指摘している。漢籍における桃にまつわる記事は、その部位によって「生命力の象徴」と「呪力の象徴」に分かれているという指摘は非常に重要である。この王秀文の指摘を踏まえると、「桃子」のみが登場する『記』と桃の樹木や杖までもが登場する『紀』では、「桃の実」が担う役割が異なっているように思われるのである。

しかし、王秀文は古代中国の桃について把握するために、李時珍『本草綱目』を参照している。生薬として用いられる動物・植物・鉱物について、その性質や薬効を詳細に記している本草書を参考にすることは有効な手段であるが、

『本草綱目』の成立は明代であるため、さらに古い時代の本草書を確認する必要があると考える。

そこで、参照したいのは陶弘景『神農本草經集注』である。『神農本草經集注』は、中国最古の本草書である『神農本草經』に中国六朝時代の医学者である陶弘景が新注を加えたものである。日本への伝来時期は定かではないが、藤原宮出土木簡に書名が記されていることや『日本書紀』『続日本紀』の医療関係記事から考えると、少なくとも六七五年から七八七年の間、国家で定められた医療機関である典藥寮において重要視され、中国の本草書を学ぶ際の基本テキストとして用いられていたと考えられる。(注1)次に『神農本草經集注』の桃についての一連の記事を挙げる。(注2)

桃核 味苦甘平無毒、主瘀血閉癢邪氣、小蟲、欬逆上氣、消心下堅、除卒暴擊血、破癥瘕、通月水、止痛、七月採、取人陰乾。

桃華 殺注惡鬼、令人好顏色、味苦平無毒、主除水氣、破石水、利小便、下三蟲、悅澤人面、三月三日採陰乾。

桃梟 殺百鬼精物、味苦微温、主中惡腹痛、殺精魅五毒不祥、一名桃奴、梟景、實著樹不落、實中者、

正月採之。

桃毛 主下血瘕寒熱積聚無子、帶下諸疾、破堅閉、刮取實毛。

桃蠹 殺鬼辟不祥、食桃樹蟲也。

其莖白皮 味苦辛平無毒、除邪鬼中惡腹痛、去胃中熱。

其葉 味苦辛平無毒、主除尸蟲出瘡中蟲。

其膠 練之主保中不飢、忍風寒。

其實 味酸、多食令人有熱、生大山川谷。

『神農本草經集注』の桃関連の記事では、桃核仁(桃の種)・桃華・桃梟(冬まで落ちなかつた桃の実)・桃蠹(桃につくキクイムシ)・莖白皮・葉に傍線部で示したような、邪氣や鬼などの悪いものを払う呪力が記されている。桃の幹を食べるキクイムシにまで邪氣を払う力が備わっているのに対して、波線部で示した「桃の実」には邪氣を払う呪力が一切記されていないのである。

以上のように、漢籍に散見される桃の用例は王秀文が指

摘する通り、不老長寿の仙果として「生命力を象徴」する例と、邪気を払う「呪力を象徴」する例に分かれていることが確認できた。それは、植物の性質を詳しく記している本草書でも同様であるため、漢籍においては「桃の実」は邪気を払う呪力を有していないと言えるだろう。

## 五、記紀における桃

ここまで、漢籍における桃の性質を確認してきたが、記紀にみえる桃の用例にはどのような性質があるのだろうか。「記」における桃の用例は、当該譚に登場する「桃子」の一例のみである。これに対し、「紀」の用例は多岐にわたる。次に、「紀」における桃の用例を①～③に分類して掲げる。

### ①植物として記述される例

大桃樹・其実・桃（一書第九）、桃李実（推古紀・天武紀）、桃李華（推古紀・舒明紀）、桃華（皇極紀）

### ②桃を材料に用いた物の例

其杖（一書第九）

### ③地名などの固有名詞に含まれる例

桃花鳥田丘（安寧紀）、身狭桃花鳥坂（垂仁紀・宣化紀）、

上桃園・下桃園（雄略紀）、桃園墓（推古紀）、桃染布（天智紀）

### ④比喩として用いる例

実に真珠、腹中に有り。其の大きき、桃子の如し。（允恭紀）

夏四月の壬午の朔にして辛卯に、雹零る。大きき桃子の如し。（推古紀）

六月の庚戌の朔に、氷零れり。大きき桃子の如し。（天武紀）

『紀』の「桃子」の用例は三例のみである。そして、その三例はすべて④に当たり、真珠や雹の粒の大きさを「桃の実」にたとえたに過ぎない。また、①の桃華などもその開花が記されるのみで、邪気を払うのに用いるといった記述はない。つまり、『紀』で桃の呪力が記されているのは、一書第九の用例のみということである。

王小林は、六朝以前に成立した漢籍における桃にまつわる神話伝承の諸例が、「①××なところに大きな桃の木がある」「②ある神がその上または下に居て、邪鬼を退治する」「③邪鬼どもは悉く退散する」という要素から構成されており、記紀にみえる黄泉国訪問譚の構成とほぼ一致していると述べている。<sup>（注12）</sup>確かに、『紀』一書第九の記事は漢



籍の用例の構成要素に矛盾なく当てはまっているように思われる。また、王小林は漢籍の用例においては、「基本的」に①と②の内容が諸文献を構成するのに核心部分となっている」と述べており、その指摘から考えると『紀』一書第九の記事において邪氣を払うのに必要となるのは「桃の実」よりも「桃の樹木」ということになる。しかし、『記』には「黄泉ひら坂の坂本に到りし時に、其の坂本に在る桃子を三箇取りて待ち撃ちしかば、悉く坂を返りき」とあるように、「桃の樹木」の存在は一切記述されていないのである。よつて、王小林が重要な構成要素として挙げている①が欠如していると言える。

では、『記』の「桃子」はどのように考えるべきであろうか。そのヒントは冒頭で掲げた当該譚に続く「事戸渡し」の記事にあると思われる。

最も後に、其の妹伊耶那美命、身自ら追ひ来つ。爾くして、千引の石を其の黄泉ひら坂に引き塞ぎ、其の石の中に置き、各対き立ちて、事戸を度す時に、伊耶那美命の言ひしく、「愛しき我がなせの命、如此為ば、汝が国の人草を、一日に千頭絞り殺さむ」といひき。爾くして、伊耶那岐命の詔ひしく、「愛しき我がなに妹の命、汝然為ば、吾一日に千五百の産屋を立てむ」とのりたまひき。是を以て、一日に必ず千人死に、一

日に必ず千五百人生るるぞ。故、其の伊耶那美神命を号けて黄泉津大神と謂ふ。亦云はく、其の追ひしきしを以て、道敷大神と号く。亦、其の黄泉坂を塞げる石は、道反之大神と号く。亦、塞り坐す黄泉戸大神と謂ふ。故、其の所謂る黄泉ひら坂は、今、出雲国の伊賦夜坂と謂ふ。

「事戸」とは「離別の言葉」の意であるとされており、伊耶那美命と伊耶那岐命は千引の石越しに最後の会話をする。その際、伊耶那美命は「愛しい我が夫の命よ、あなたがこんな事をするならば、私はあなたの住む国の人間を一日に千人絞め殺しましょう」という呪いの言葉を伊耶那岐命に贈る。それに対して伊耶那岐命は、「愛しき我が妻の命よ、お前がそんなことをするならば、私は一日に千五百の産屋を建てよう」と言う。この伊耶那美命と伊耶那岐命の言葉によつて「人間の生死が規定されるのである。『紀』においては一書第六に同様の掛合が記されている。しかし、桃が登場する一書第九にはこのような記述は一切ない。

伊耶那美命は伊耶那岐命と共に国生み・神生みを行なつた、「生命を司る神」であつた。しかし、「事戸」の内容からも分かるように、伊耶那美命は黄泉国に神遊つたことによつて「死を司る神」へと変貌しているのである。そんな伊耶那美命が放つた追つ手である「予母津志許売」「千五百

の黄泉軍」「八くさの雷の神」は、いずれも「死の穢れ」を帯びた存在、若しくは「死の穢れ」そのものであると考えられる。それらすべての追っ手を追い払うことができたのは、「桃子」が〈生〉を担う存在であったからだろう。

## 六、まとめ

当該譚において伊耶那美命が放った追っ手を「桃子」が追い払うことについては、従来、漢籍に散見される桃にまつわる古代中国からの信仰や習俗が影響しているとされてきた。しかし、先行研究で挙げられている漢籍の桃の記事は、桃の樹木そのものや桃の幹で作ったアイテムを使用し、鬼や邪気を払うという用例ばかりで、「桃の実」によって邪気を払う用例は確認できない。西郷信綱はこの矛盾に気がつきつつも、『紀』に「此用桃避鬼之縁也」とあることから、「桃の実」であつても桃の樹木や桃の幹で作ったアイテムと同様に邪気を払う呪力があると考えてよいと述べている。

しかし、漢籍における桃の記述を見ていくと「桃の実」と桃の樹木や桃の幹から作ったアイテムでは明らかに性質が異なる。「桃の実」には西王母の桃に代表されるような、〈生〉をもたらず性質があり、桃の樹木や桃の幹から作ったアイテムには邪気を払う「呪力の象徴」という性質が確認できる。本草書の「桃の実」についての記事にも邪気を

払うといった呪力は記述されていないため、漢籍における「桃の実」は一貫して〈生〉を担う存在であると考えられる。

では、なぜ『記』では「桃子」が追っ手を追い払い得るのだろうか。それは当該譚のクライマックスである「事戸度し」の場面からもわかるように、この神話の主題が「生と死」であるからだろう。伊耶那岐命と共に国生みや神生みを行った、謂わば「生命を司る神」であつた伊耶那美命は、神避つたことよつて一日に千もの「青人草」を殺す「死を司る神」へと変貌している。その伊耶那美命が放つた「母津志許売」や「千五百の黄泉軍」、伊耶那美命の死体から生まれた「八くさの雷の神」は言うまでも無く「死の穢れ」を背負つた存在、あるいは「死の穢れ」そのものであつた。そのような「生と死」の文脈の中で登場する「桃子」は〈生〉を担い、すべての追っ手を追い払う特別な存在であつたからこそ、「意富加牟豆実命」という神名を授かつたのであろう。

## 【注】

(注一) 『古事記』及び『日本書紀』の引用は新編日本古典文学全集に拠つた。なお、読みやすさを考慮し、適宜旧字を新字に改め、割注部分は□で括るなどの処置を加えた。

(注二) 大野晋編『本居宣長全集』第九卷、一九六八年、筑摩書房。旧字は新字に改めた。

(注三) 倉野憲司『古事記全註釈』第二卷・上巻篇(上)、一九七四年、三省堂。

(注四) 西郷信綱『古事記注釈』第一巻、一九七五年、平凡社。

(注五) (注四)に同じ。

(注六) 竹田晃・黒田真美子編、竹田晃・梶村永・高芝麻子・山崎藍著、中国古典小説選1『穆天子伝・漢武故事・神異経・山海経他(漢・魏)』、二〇〇七年、明治書院参照。

(注七) (注六)に同じ。

(注八) (注六)に同じ。

(注九) 王秀文『桃の民俗史』、二〇〇三年、朋友書店。

(注十) 『神農本草経集注』の日本における使用状況については、以下のような研究がある。岸俊男『京都と木簡―よみがえる古代史―』、一九七七年、吉川弘文館。和田萃『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』中巻、一九九五年、塙書房。

(注十一) 陶弘景校注、小嶋尚真・森立之他重輯『本草経集注縮刷影印版』、一九七二年、南大阪印刷センター。引用に際しては、部位ごとに記述を分け、適宜句読点を補い、部分的に旧字を新字に改めるなどの処置を加えた。

(注十二) 王小林『日中比較神話学』、二〇一四年、汲古書院。

### 【付記】

本稿は、二〇一八年十一月十日に行われた「大東文化大学大学院文学研究科日本文学専攻院生研究発表会」(於大東文化大学)で発表した内容に加筆修正したものである。ご教示いただいた方々に厚く御礼申し上げます。